

# 建設業



No.  
516

建設産業の  
今を伝え未来を考える

# 3

Mar. 2020



特集

## 建設産業担い手確保・育成 コンソーシアム事業の成果報告



特集

# 建設産業担い手確保・育成 コンソーシアム事業の成果報告 ..... 01

- はじめに
- コンソーシアム事業の概要
- 地域連携ネットワーク構築の支援
- 教育訓練等基盤の充実・強化
- 職業訓練校ネットワークの拡充
- 成果報告会の開催
- おわりに

## 建設工事標準請負契約約款の ..... 06 改正について

### FOCUS

工業高校紹介  
金沢市立工業高等学校 ..... 10

■ インタビュー：塚本 勇洋 先生

### PRESCRIPTION

日本経済の動向 ..... 12

■ 気候変動の経済・企業への影響を考える

建設経済の動向 ..... 13

■ 誤診断や“変な橋”への対応を考える機会に

連載 働き方改革関連法案に対応!! ..... 14  
建設業の労務管理

■ 【第4回】  
36協定の作り方

## しんこうTODAY ..... 16

いつでもチェック!!

建設業 しんこう Web  
建設産業の今を伝え 未来を考える

「建設業しんこう」は Webでも ご覧いただけます。

https://www.shinko-web.jp/

メルマガ登録はコチラから!

「建設業しんこう」に関するご意見・ご要望  
TEL：03-5473-4584（企画広報部）  
MAIL：kikaku@kensetsu-kikin.or.jp

印刷：日経印刷株式会社  
©本誌記事の無断転載を固く禁じます。

# 建設産業担い手確保・育成 コンソーシアム事業の 成果報告

## はじめに

## PREFACE

建設産業担い手確保・育成コンソーシアム事業は、平成26年度から5年間の活動期間を設定し、これまで、建設産業の担い手確保・育成に向けた、様々な取り組みを展開してきましたが、令和元年度をもって、その活動が終わりを迎えることから、ここに5年間の事業成果をとりまとめご報告します。

## 1 コンソーシアム事業の概要

コンソーシアムでは、以下の3つの事業を柱とし、取り組みを展開しています。

### コンソーシアム事業の3本柱

#### 1

#### 地域連携ネットワーク構築の支援

総合工事業団体、専門工事業団体、職業訓練校、教育機関、地方公共団体等からなる地域連携ネットワークによる担い手確保・育成のための取組みを支援。

#### 2

#### 教育訓練等基盤の充実・強化

建設産業の担い手確保・育成に取り組む関係団体・機関が、効果的な教育訓練を行うための教材やカリキュラムの整備等。

##### 具体的内容

- ①教育訓練を実施するための職業能力基準の整備・導入
- ②教育訓練カリキュラム・教材等の整備・検証
- ③講師の養成支援
- ④入職の促進に資する情報の共有と広報コンテンツの整備

#### 3

#### 職業訓練校ネットワークの拡充

「教育訓練等基盤の充実・強化」の成果の共有・活用、及び職業訓練校間の情報交換・相互協力の推進。

## 2

## 地域連携ネットワーク構築の支援

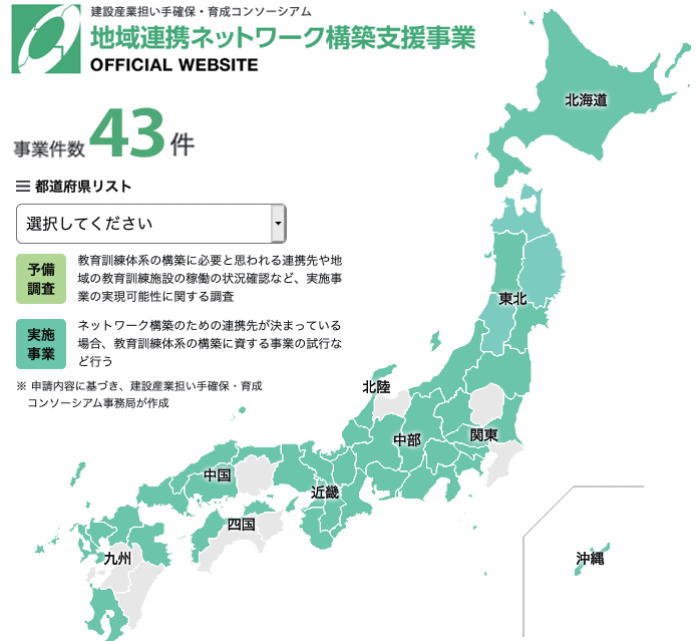
「地域連携ネットワーク」とは個社を超えて、総合工事業団体、専門工事業団体、職業訓練機関、教育機関、行政等の地域の関係者が一体となって構築する「地域における担い手確保・育成のためのネットワーク」です。

コンソーシアムではこのネットワークの構築を支援し、日本全国に43のネットワークが誕生しました。また、構築後に実施された担い手確保・育成の取り組みに対する支援も行いました。

### 主な取組内容

- 担い手確保に向けた取組**  
現場見学会、インターンシップ、出前講座、合同企業説明会、入社前研修など
- 人材育成と定着に向けた取組**  
新人研修、中堅研修、スキルアップ研修など
- 担い手の育て手の育成**  
講師養成講座など
- 戦略的広報の取組**  
広報誌の制作、動画制作など
- 認定職業訓練の取得**

### 地域連携ネットワーク構築支援事業の全国分布



## 3

## 教育訓練等基盤の充実・強化

建設産業の担い手確保・育成に取り組む関係団体・機関が、知見やノウハウ、様々な資源を活用して効果的な教育訓練を行うことができるよう、教育訓練等基盤の充実・強化を図る目的で、教材やカリキュラムの整備等を行いました。

### 1 ▶ 教材「建設現場で働くための基礎知識」の整備

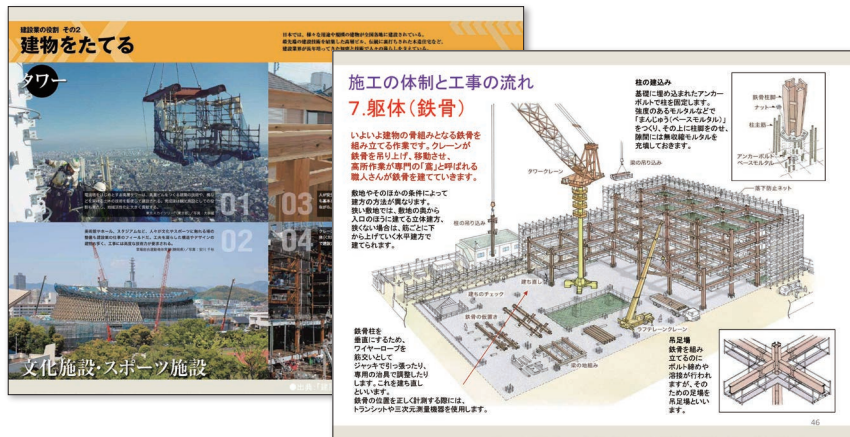
建設業に就職前の学生や若年求職者、新規入職者を対象とした汎用的な教材が不足している現状を受けて、建設業の魅力、現場に入る際に必要な基礎知識や基本的な作業内容、安全・安心への取り組み等を分かりやすく記載した「建設現場で働くための基礎知識」の資料版と動画版を整備しました。

この教材は、建設現場で働く上での基本的な内容が網羅されていることから、建築躯体系職種に留まらず、他の職種や現場管理等の技術職、さらには新規入職者を対象とした教育訓練への利用も可能なものとなっており、建設業団体や企業、教育機関などにも広く活用されています。

● 建設現場で働くための基礎知識(建築工事編)

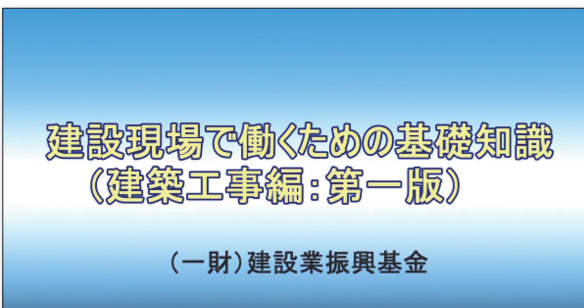
【目次】

1. 建設業の役割とその魅力
2. 建築物の主な構造種別
3. 施工の体制と工事の流れ
4. 現場で活躍する専門職種の紹介
5. 建設現場の安全
6. 作業現場に入場する際の注意点
7. 建設現場作業に関する共通事項(図面等)
8. 仮設(足場・仮囲い)の共通事項
9. 工具と材料の共通事項
10. 現場作業の技能の基礎



※土木工事編、内装仕上工事編、設備編を順次整備しております。

● 動画版:建設現場で働くための基礎知識(建築工事編、土木工事編の映像化)



※YouTubeにて動画を無料配信しています。「建設現場で働くための基礎知識」で検索

2 ▶ 実務施工体験研修(教員免許状更新講習)の実施

平成21年に導入された教員免許更新制は、その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、免許状更新講習により定期的に最新の知識技能を身に付けることを目的とするものです。本人の専門や課題意識に応じて3つの領域で開設されている講習より必要な講習を選択し、受講することとなっていますが、選択領域の講習のうち建設の施工を体験できるコースがなかったことを

踏まえ、教育者への建設業への理解促進や教育現場における建設実務面の教育の支援を目的として、平成28年度から実務施工体験研修を開始しました。

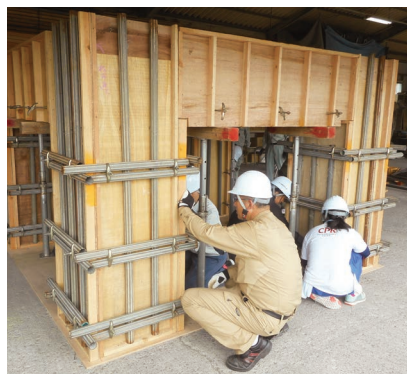
この研修は全国3カ所で開催しており、建設系工業高等学校のみならず、小・中・高(普通科)教員も多く参加いただき、建設産業の広報の観点からも大きな効果が期待されています。



建設業の現状について(座学)



足場組立実習



型枠組立実習

### 3 ▶ 建設技能講師の養成支援

建設技能訓練を効果的に実施するためには、講師の発掘・養成ならびに教え方の能力向上が不可欠であることから、指導方法のプログラムを開発し、現役の技能講師を対象とした「建設技能講師養成講座」を実施しました。受講者である現役の技能講師からは、訓練生等の創造

性、積極性をどのように引き出すかという視点について、褒め方、叱り方といった指導方法の重要性を再認識したとの声が多く寄せられ、担い手の育て手の養成支援についての必要性を認識したとの評価をいただいています。

### 4 ▶ 職業能力基準(案)の整備

建設産業は多様な職種からなり、建設技能者に求められる技術・技能も、見習いから中堅、熟練となるに従い高度かつ幅広くなっていきます。また、建設現場においては、元請企業のもと、多種多様な職種が同時に作業することから、技能・技術に加えて、現場におけるコミュニケーション能力やマナーといった、社会人としての素養も求められています。

そこで、建設技能者が修得すべき技術・技能、素養等を「初級技能者」「中堅技能者」「職長・熟練技能者」

「登録基幹技能者」の4レベルに分類し、各レベルに求められる職務・技能、資格等について体系的に整理した「職業能力基準(案)」の検討・整備を行いました。

この「職業能力基準(案)」は、12職種(とび・鉄筋・型枠・左官・機械土工・電気・管・内装仕上・コンクリート圧送・ダクト・塗装・トンネル)で作成され、この成果が、建設キャリアアップシステムにおける専門工事業団体が実施する能力評価基準のベースとなりました。

職業能力基準における各レベルの技能者イメージとプレ入職

職業レベル	名称	経験年数 (目安)	対象技能者イメージ
レベル1	初級技能者	3年まで	指示された作業を、手順に基づき、他の作業者と一緒に実施できる。
レベル2	中堅技能者	4~10年 まで	分担された作業を手順に基づいて正確に実施できる。職種によっては、施工図を作成し、自分で加工できる。
レベル3	職長・ 熟練技能者	5~15年 まで	現場管理や工法、技術等について元請管理者と協議し、作業手順の組み立て、作業員への的確な指示・調整等ができる。
レベル4	登録基幹 技能者	10~15年 以上	高度な技術・技能を有し、現場管理や工法、技術等について元請管理者と協議できる。また、他職種との調整など、QCDSEの総合的な管理ができる。
+			
プレ入職	高校生等の 将来の 担い手	未経験	入職前の生徒、未経験者等

## 5 ▶ 入職の促進に資する状況の共有と広報コンテンツの整備

建設産業への入職促進のためには、若年者や保護者、教育関係者に対し、ものづくりの楽しさや、建設産業の魅力・やりがいについての理解を深めることが重要です。

コンソーシアムでは、担い手確保・育成及び若年者の入職促進に向け、多くのコンテンツを作成し、積極的な広報活動を展開しました。



建設業に関する様々なコンテンツを集約したJobポータルサイト  
URL <http://genba-go.jp/>



全国で実施された担い手確保・育成の取り組み事例を紹介している  
URL <https://secure.kensetsu-kikin.or.jp/ninaite/db/>

## 4 職業訓練校ネットワークの拡充

地域における職業訓練校等の講師発掘・養成の支援、情報の共有及び相互連携等を図ることを目的に、富士教育訓練センターを中核とした職業訓練校のネットワークである

「建設関連職業訓練校等連絡会議」を設置し、各職業訓練校間の情報交換、相互協力の推進に取り組みました。

## 5 成果報告会の開催

建設産業担い手確保・育成コンソーシアム事業の終了に伴い、これまで本事業に携わってこられた多くの関係者の皆様様が5年間の事業成果を共有する場として、令和元年12月9日に成果報告会を開催しました。



### おわりに

この建設産業担い手確保・育成コンソーシアム事業は、総合工事業団体、専門工事業団体、職業訓練校、教育機関、国、地方公共団体等の多くの関係者の皆様と、「担い手確保・育成」というテーマを共有し、ゼロから構想を練り上げ、全国レベルでの事業を展開してきました。

予定していた活動期間が満了し、コンソーシアム事業は

FINALLY

終結いたしますが、これまでの5年間の活動が、建設産業の担い手確保・育成の機運を盛り上げてきたことは間違いありません。ここで得られた成果を進展させていくためにも、本財団はもちろん関係機関の皆様がそれぞれの役割を担い、継続的な活動を進めて行く必要があると考えておりますので、今後ともよろしくお願いたします。

# 建設工事標準請負契約約款の改正について

国土交通省土地・建設産業局建設業課

## 1 はじめに

平成29年の第193回国会(常会)において、「民法の一部を改正する法律(平成29年法律第44号)」が成立し、明治の民法制定以来およそ120年ぶりに民法の債権関係部分について全般的な改正が行われた。

これを受け、平成30年8月6日に開催された中央建設業審議会において、中央建設業審議会に建設工事標準請負契約約款改正ワーキンググループを設置することが決定された。平成31年4月より建設工事標準請負契約約款の改正について計5回にわたって審議が行われ、その改正案がとりまとめられた。この改正案について、令和元年12月13日の中央建設業審議会において審議が行われ、建設工事標準請負契約約款の改正を決定、同月20日にその実施が勧告されたところである。

なお、令和元年6月に建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第30号)が成立したことを踏まえ、この改正法の内容についても約款に反映している。

本稿においては、主な約款改正の内容について解説する。

なお、今回の約款の改正の経緯や改正民法下における本約款の譲渡制限特約や担保期間に係る考え方については、国土交通省の [HP](#) で資料や議事録を公開しているので参照されたい。

[HP](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000092.html) [http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000092.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000092.html)

## 2 主な改正内容について

### (1) 契約書の記載事項について

令和2年10月より施行される改正建設業法において、工事を施工しない日又は工事を施工しない時間帯を定める場合はその内容を契約書に記載することとされたことから、約

款においても契約書部分に「工事を施工しない日又は工事を施工しない時間帯」を追加した。

### (2) 譲渡制限特約について

#### ① 民法の改正内容

債権譲渡による資金調達、特に中小企業の資金調達手段として注目されているところであるが、旧民法では、譲渡制限特約が付された債権の譲渡は無効であり、円滑な資金調達を阻害していることが指摘されていた。このため、今回の民法の改正により、譲渡制限特約が付されている場合であっても、これによって債権の譲渡の効力は妨げられないとされた。

このように、譲渡制限特約が付された債権を譲渡した場合であっても、その譲渡は有効とする一方、譲渡制限特約を付する一般的な理由とされる弁済の相手方を固定するという債務者の利益にも配慮を行なっている。すなわち、債権の譲受人が譲渡制限特約に悪意又は重過失であるときは、債務者は譲受人に対する債務の履行を拒否することができ、また譲渡制限特約が付された債権が譲渡されたときは、その債権に相当する金額を供託することができる(改正民法第466条の2第1項)こととし、弁済の相手方を誤ることを防止する措置を講じている。

#### ② 公共約款の改正内容

建設工事における発注者の工事完成の期待を担保する必要があること、多くの公共工事では前金払や部分払等の資金調達手段が確保されていることなどを踏まえ、公共約款では以下のとおり改正民法下でも譲渡制限特約を維持した上で、請負代金債権の譲渡を契約の解除事由として新たに規定している。

まず、「受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。」とす



るこれまでの譲渡制限特約を改正民法下でも引き続き維持している。その上で、「受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない」と、「受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない」ことを規定した。この2つの規定は、使用する場合と使用しない場合を選択することができるが、前金払や部分払により工事の施工を進めるのに十分な資金が供給されていると判断される場合であれば、この2つの規定は削除して利用することで差し支えないものと考えられる。

### ③民間約款(甲・乙)、下請約款の改正内容

民間約款(甲・乙)及び下請約款については、建設工事の完成の期待を担保する必要性は公共工事と同様であるため、現行の譲渡制限特約を維持する場合と資金調達目的での譲渡については認める場合を選択して条文を使用できることとした。使用については、工事の着手にあたり必要な費用の程度や原材料費や労務費など施工に必要な経費の請負代金に占める割合などの工事の特性や受注者の信頼性、資金状況など個別の事情を踏まえ、当該工事が適正に施工され、完成させるためにどちらが適切であるかという観点から判断する必要がある。

資金調達目的の譲渡を認める場合は、「この契約の目的物に係る工事を実施するための資金調達を目的に請負代金債権を譲渡するとき(前払や部分払等を設定したものであるときは、前払や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときに限る。)は、この限りでない。」こととし、譲渡した場合はその資金を当該工事の施工以外に使用してはならないこととしている。この場合に発注者は、必要があると認められるときは、受注者に対し、その資金を当該工事の施工に適正に使用していることを疎明する書類の提出などの報告を求められることができることをあわせて規定している。

## (3) 工事現場に設置する者及びその通知について

改正建設業法において、監理技術者を補佐する者について規定されたところ、この者を設置する場合はこの者の氏名を発注者に通知することとした。

## (4) 著しく短い工期の禁止について

改正建設業法において、著しく短い工期が禁止されたことを踏まえ、契約変更を行う場合においてもこの工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならないこととした。

なお、本条は改正建設業法の施行日に併せて、令和2年10月1日からの適用とされているが、働き方改革を早期に進める観点から、可能な限り早期に適用することが望ましい。

## (5) 契約不適合責任について

### ①民法の改正内容

今回の民法の改正において、これまで用いられていた「瑕疵」という用語が「契約の内容に適合しないものである」と改められた。

また、これまでは、その瑕疵が重要である場合には、その修補に過分の費用を要するときであっても、受注者が修補義務を免れないとされていたが、現代社会では、建築技術の進歩等により、高額な費用をかければ修補が可能な場面も想定されるようになり、過大な費用を要する場合であっても修補義務を免れないとすると、受注者の負担が過大となる場合が想定されることから、この規定は削除された。

さらに、引き渡された目的物が契約の内容に適合しないものであるときにおいて、発注者がその目的物です承する代わりに、請負代金を引き渡された目的物の実際の品質に見合った金額にまで減額することを請求することを認めることとされた。

### ②約款の改正内容

約款の瑕疵担保責任に関する規定も民法改正の内容に沿った規定ぶりとしている。「瑕疵」については「種類又は品質について契約に適合しない」とされ、この場合、修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求できるとし、発注者は受注者に対して相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者はその不適合の程度に応じて代金の減額を請求できるとされた。

## (6) 発注者の契約解除権について

### ①民法の改正内容

改正民法において、債権者の解除権については催告解除と無催告解除に分けて規定された。なお、催告解除については、解除の根拠とする債務不履行の内容が軽微であるときは解除できないこととされている。

また、これまでは建物その他の土地の工作物について工事完成後に瑕疵があることを理由に発注者は契約を解除することができなかったが、改正民法でこの規定は削除された。

## ②約款の改正内容

約款においても発注者の解除権について催告解除と無催告解除に分けて規定を行った。催告解除については改正民法同様、債務不履行の内容が軽微であるときは、契約を解除できないこととし、無催告解除については、民法に規定されている解除事由を約款においても建設工事の事情を踏まえて規定した。また、改正民法において、完成後の契約解除を禁止する条項が削除されたことを踏まえ、約款において完成後の解除事由として、催告解除に「正当な理由なく、履行の追完がなされないとき」、無催告解除に「引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき」を追加した。

なお、契約の解除について、その根拠が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、契約を解除することはできないこととした。また、(2)の譲渡制限特約に違反した場合について契約の解除事由として明示することとした。

## (7)解除に伴う措置について

契約の解除に伴う措置として、原則として原状回復義務が生じるところ、工事の完成後の契約の解除については、除却するか否か、除却費用をどのように負担するかなど、それぞれの工事の事情に応じて決定すべき内容が多く、約款において一律に規定することが困難であることから、工事の完成後の契約の解除に伴う措置については、民法の規定に基づいて、受発注者双方が協議により決定することとした。

## (8)契約不適合責任の担保期間について

### ①民法の改正内容

旧民法では、請負人の瑕疵担保責任の存続期間は、引渡しから1年である(第637条第1項)が、建物その他の土地の工作物については、その工作物又は地盤の瑕疵について、引渡しの後5年間その担保責任を負うこととされ、石造、土造、れんが造、コンクリート造、金属造その他これらに類する構造の工作物については、その担保期間は10年とされていた(第638条第1項)。また、この場合には、工作物が瑕疵によって滅失し、又は損傷の時から1年

以内に、修補等による権利行使をしなければならないとされていた(同条第2項)。

改正民法においては、売買の規定に統合する形で第638条は削除され、引渡し時から1年以内に、かつ、その権利の行使までしなければならないとするのは、注文者の負担が過大であるとされたことから、注文者は目的物の種類又は品質に関して仕事の目的物が契約の内容に適合しないことを知った時から1年以内にその旨を請負人に通知しなければその権利を行使することができなくなるとされた。

これにより、改正民法下では、受注者は、この「契約の内容に適合しないことを知った時から1年以内の通知」と消滅時効の一般原則に従い、契約不適合に関する責任を負うこととなった。なお、消滅時効についても併せて見直しが行われ、債権は、「債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使をしないとき」又は「権利を行使することができる時から10年間行使をしないとき」は時効によって消滅することとされている(改正民法第166条第1項)。

## ②約款の改正内容

### ア 約款における契約不適合の責任期間

建設工事は監理者等の検査等のもとに施工され、工事完成検査の際には専門家により厳重な確認がなされることにより不適合の部分はほとんど修補されて引き渡され、契約内容と不適合な部分が生ずるおそれは少なく、また、民法の担保期間を適用すると受注者を長期間不安定な地位に置くこととなるなどの理由により、民法の担保期間を約定で2年に短縮していたところ、この事情は民法改正によって変わるものではないため、引き続き、契約不適合の担保期間を原則として2年とし、発注者は、工事目的物の引渡しから2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下「請求等」という。)を行うことはできないこととした。この例外として、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの際に、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、発注者は契約不適合を理由とした請求等を行うことはできないこととしている。ただし、一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しから原則として1年が経過する日までは請求等を行うことができることとしている。

## イ 請求等の方法

請求等を行う場合は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等、当該請求等の根拠を示して、契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行うことを規定している。これは、旧民法下で権利保存するために必要とされていた請求内容が示されていた判例(最判平成4年10月20日)を参考に、約定で権利保全の方法を規定したものである。

改正民法では、権利を保全するためにここまでの負担を発注者に求めることは過剰であるとされ、目的物が契約の内容に適合しないことを通知することで足りるとされたが、本約款においては、建設工事の特性を踏まえた以下の理由により、契約不適合責任に関する発注者の権利を保全するために、これまでの判例と同様の請求が必要であるとしたものである。

- ・「通知」により権利が保全されるとした場合、その保全期間は消滅時効に従うこととなるが、その場合には、通知から実際の権利行使までの期間が長期となり、期間内の使用や経年変化により、通知を行った時点での契約不適合の内容や程度が不明確となる可能性があること。
- ・上記の場合に、消滅時効が成立するまでの期間中は受注者が不安定な地位に置かれ続けることとなり、受注者に不相当な負担を課することとなる可能性があること。
- ・直ちに請求を行うことが可能である発注者に対しても通知を課すことは二度手間となること。

## ウ 期間内の請求とみなす場合

上記のとおり、本約款においては権利を保全するために請求等を行う必要があるとしたところ、アの担保期間の終了間際に契約不適合が発覚した場合にまで請求等を行うことを求めることは酷であり、実態上このような短期間で請求まで行うことは難しいと考えられる。そのため、通知によって権利保全されるとした民法改正の趣旨も踏まえ、アの契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下「契約不適合責任期間」という。)のうちに契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合で、発注者が当該通知から1年が経過する日までにイの方法により請求等を行ったときは、契約不適合期間内に請求を行ったとみなすこととしている。この場合の「通知」は、単に契約との不適合がある旨を抽象的に伝えるのみでは足りず、細目にわたる必要はないものの不適合の内容を把握することが可能

な程度に、不適合の種類・範囲を伝えることが必要である。この「通知」の内容は、商法旧第526条における通知の意義に関する判例に即して規定したものであり、イに規定する「具体的な契約不適合の内容」よりも抽象的な内容で足りるものである。

## エ 故意又は重過失の場合

契約不適合が受注者の故意又は重過失の場合は、受注者を保護し担保期間を短縮する必要がないことから、アからウまでの規定を適用せず、民法の原則に従うことを規定したものである。

## オ 民法第637条の不適用

アからウまでの規定については、民法第637条第1項の発注者がその不適合を知った時から1年以内に通知しなければ、その不適合を理由として請求等を行うことができないとする規定を適用しないこととすることを規定している。これは、引渡しからの客観的な期間制限を設けた上で民法第637条第1項を適用すると規定が複雑となることや担保期間を原則2年としているところ、知ったときから1年以内を併存させても適用範囲が限定的となりそれほど意味を持たなくなることなどを踏まえたものである。

## カ 請求等ができない場合

契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指示により生じたものであるときは、発注者はこの契約不適合について、請求等を行うことができないことを規定している。ただし、受注者がその材料又は指示の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときはこの限りでないこととしている。

## 3 おわりに

建設工事標準請負契約約款の改正部分は、改正民法の施行日とあわせ、改正建設業法の規定に係る部分を除き、令和2年4月1日としている。実際に新しい民法の規定の下で、契約行為が行われることによって、建設工事の請負契約についても新たな判例などが蓄積されていくものと考えられるが、まずは、改正民法下での本約款の運用が円滑に進むよう改正の内容やその趣旨の周知を図っていく。

# FOCUS

第61回

## 建設業への動機づけは、2年時の体験が肝になる！ 建設業協会との連携で生まれる充実の工業教育

城下町として栄えた石川県金沢市は、加賀友禅や金箔など、藩政時代からの伝統が息づく街です。金沢市立工業高等学校は、先人たちの技術を受け継ぐものづくりの街・金沢市が、唯一設置する高校。平成27年度に「金沢型工業教育モデル」の提言を受け、「21世紀日本のものづくりを担う工業人の育成」を目指し、知識や技術の向上だけでなく、生徒の将来を見据えたキャリア教育にも力を入れています。土木科・塚本勇洋先生に、その指導方針を伺いました。

金沢市立工業高等学校  
土木科  
塚本 勇洋 先生

### 企業や地域の建設業協会と連携 将来を見据えたキャリア教育

昭和3年に設立され、創立92年の歴史を誇る金沢市立工業高校。石川県内で唯一、土木科と建築科を有する同校は、県内の工業人の育成を牽引し、地域産業に貢献する優秀な人材を多く輩出してきました。部活動も盛んで、特に相撲や水球はインターハイに何度も入賞するほどの実力です。また、地域の建設業協会や企業との密な連携によって生まれる工業教育の数々は、同校の強み。外部と関わる機会を多く設け、「建設業への興味関心を深めるきっかけづくり」を大切にしています。

#### ■ 外部と連携して行われる工業教育には、どのようなものがありますか？

インターンシップや現場見学、3DレーザースキャナーやGNSS測量といった学校にはない測量機器を使った実習など、



「高校生ものづくりコンテスト(測量部門)」の石川県大会は、現在12連覇中。北信越大会を勝ち進み、全国大会優勝を目標に日々鍛錬を重ねている



貴重な体験をさせていただいています。

特に金沢建設業協会とは、より親密な協力関係を築いています。3年生の春から秋にかけて行っている課題研究では、協会の職員が毎週のように本校を訪問。生徒の研究に対するアドバイスや資材の提供など、手厚いサポートをしてくれています。協会の方と教員の打ち合わせの機会もとても多いです。来年度の取り組みについて相談したり、「こういう実習をしませんか？」とご提案いただいたりと、新しい施策を一緒に考え実践してきました。

連携によって実現した取り組みのひとつが、石川県建設業協会が主催する社会人向け測量コンテストへの出場です。コンテスト種目になっている水準測量の実習が始まるのは1年生の春。その冬に行われる校内予選を勝ち抜いた上位3組が、2年生の6月に開催されるコンテストに出場します。コンテスト出場という大きな目標があることで、学びに対する生徒の姿勢も変わり、モチベーション向上にもつながると感じています。はじめて参加した大会

では、残念ながら入賞には至りませんでした。しかし、社会人に混じって競うこと自体が有意義な体験。参加した生徒は、大きな自信を持つことができたのではないかと思います。

#### ■ 地域連携の取り組みから、生徒にはどんな力を身につけてほしいですか？

きちんと相手の話を聞き、自分の言葉で話せる力を身につけてほしいです。話すことは、どんな仕事をする上でも武器となります。土木の仕事为例にすると、世間では肉体労働というイメージを持っている人が多いと思いますが、実際はそれだけではありません。現場監督になれば、指示を出したり、打ち合わせをしたり、部材を発注したりと、話すスキルはいろんな場面で求められます。普段は明るく元気でも、大人がいる場や大勢の前に出ると、委縮してしまう子は結構多い。そのため、学生のうちから外部の人と積極的に話す機会をつくり、慣れてもらうことが大切だと考えています。

2年生を対象に金沢建設業協会と一緒に



「しりこう」の愛称で親しまれている同校。県内企業への就職率もとても高く、地域産業の発展に貢献している

に開催している「意見交換会」は、話すスキルを磨くには最適です。地元企業から建設業界の現状について説明を受け、それに対し生徒から「どんな仕事なのか」「どんな資格があるのか」など、就職に関して抱えている疑問や不安を投げかけます。最後には、聞いたことや話したことをまとめて発表する場も設けているので、「聞く・話す」のいい練習になっていると思います。



一年生から全員ドローンを導入した実習を今年から初めて本格化。先端技術に触れ、知識を学ぶ機会を増やすことで可能性もひろがる

## 2年生時の興味喚起を就職活動の足掛かりに

### ■ キャリア教育で力を入れている取り組みはありますか？

今まで希望者だけだった「2級土木施工管理技術検定」の学科試験に、2年前から2年生全員で挑戦しています。10月末に実施される試験に向けて、夏から月に1回ほどのペースで、過去問を参考に模擬試験を実施。その都度できていないところを確認し、復習、また模擬試験の積み重ねで、レベルアップを図っています。資格取得をきっかけに、土木への道に進む生徒が増えるかもしれませんし、どんな進路に行くにしろ、土木科で一生懸命頑張ったということはアピールできるはずです。

また、この挑戦によって、何事にも懸命に取り組む姿勢を身につけてほしいと思っています。全員で取り組むことで「みんなも頑張っているんだ」と、気持ちを奮い立たせることもできるでしょう。続けるなかで、生徒たちの自主性も磨かれていき、例えば休み時間に問題を出し合う様子が見られたらうれしいですね。

### ■ 先生が思う、工業高校教育において大切なことは？

「2年生の時にどれだけ“建設業”に興味を持たせることができるか」は非常に重要だと感じています。就職まではまだ先だ、と思うかもしれませんが、実際に進路が決まるのは3年生の夏。3年生になってから興味喚起を行っているのでは遅いのではないのでしょうか。本校で行っている測量コンテストへの出場、意見交換会、資格試験への挑戦なども、すべて2年生で行っている取り組みです。つまり、生徒が進路を考え始める前までに、どれだけ建設業・土木に対する関心を深め、将来の選択肢として選んでもらえるような“きっかけ”をつくってあげられるかが、私たちの役割です。

生徒の人生は、卒業がゴールではなく就職してからがスタート。生徒が社会人になった時のことは、常に意識して教育にあたっています。教えたことすべてをしっかり覚えていなくても、社会に出て「あの



グループワークは生徒の自主性を大切に、先生はアドバイザーに徹する



県や市の建設業協会協力の元、毎年1回は建設現場見学を実施。現場での貴重な話の数々に、真剣に耳を傾ける生徒たち

時、そんなことを言ってたな。あんなことをやったな」と思い出すことがきっとあるでしょう。そんな気づきの種を、生徒たちに残していけたらいいなと思います。

## 建設業界で活躍する方々へ 先生からひとこと!

工業高校と企業、地域団体が密接に連携し、一緒に人材確保に取り組んでいくことが大切だと思います。私たちは、「地元で学び、地元の建設業で活躍する人材を育てていきたい」という想いを持っています。しかし、石川県を例に出すと、輪島や珠洲といった奥能登の地域には工業を学ぶ学校がひとつもなく、必然的に若手の人材確保が困難となっています。そのため、そういった各地区の企業とも連携を深め、地域団体も巻き込んだ対策を考えていきたいと思っています。具体的な施策はこれから模索していきますが、本校を中心に、県内の建設業へ輩出していけたらいいなと思います。



## 世界・日本経済への重大リスク

# 気候変動の経済・企業への影響を考える

みずほ総合研究所 チーフエコノミスト 長谷川 克之

気候変動リスクが世界経済にとっての最大リスクという認識が広がっている。欧州委員会が昨年秋に発表した世論調査では、世界が直面する最も深刻な問題として気候変動を挙げた回答者は、国際的なテロリズム、経済環境、軍事衝突の回答を上回っている。地球温暖化対策の国際的な枠組みである「パリ協定」の適用も本年1月から始まった。今回は、気候変動に伴うリスクについて考察する。

### 激甚化する自然災害に伴うリスク

気候変動に伴うリスクとしてまず物理的なリスクがある。厳密に言えば因果関係が証明されているわけではないが、日本も含めて自然災害が近年増大・深刻化していることと気候変動は無縁ではないだろう。自然災害に伴う世界全体での経済的コストは、地震災害を除いても年間1000億ドル以上に達しているとの試算が一般的だ。全米経済研究所によれば、気候変動対策が採られない場合、2100年までに一人当たりGDPは、世界全体で7%以上押し下げられるという。

### 低炭素化社会への移行に伴うリスクも

そうした自然災害に見舞われる中で、世界は否応なしに低炭素化社会へ移行して行かざるを得ないが、その移行自体も大きなリスクとなってくる可能性が高い(図表)。

低炭素化に伴う規制や消費者の選択変化に伴って、企業が生産コストの増大や既存商品の売上減少に直面することが予想される。

また、低炭素化に伴い、化石燃料に関するさまざまな有形資産の価値が減耗し、企業にとっての償却負担が増す可能性もある。低炭素化により価格下落に見舞われる資産は「座礁資産」と呼ばれ、国際再生可能エネルギー機関によれば、その規模は2050年までに、最大20兆ドルにまで拡大すると試算されている。

既にグローバルな投資家の間ではESG投資(環境・社会・企業統治といった要素を重視した投資)が広がりつつある。加えて、気候変動への対応が金融機関の貸出行動や中央銀行の金融政策にも影響を及ぼしていくことも考えられる。欧州中央銀行(ECB)はその金融政策の戦略見直しの一環として、いかに気候変動問題に貢献していくかという議論を2020年に深めて行く方針だ。

気候変動への対応の遅れは、今や企業にとって「レピュテーションリスク」では済まされず、“今そこにある危機”との認識が求められている。

### 気候変動を巡る国際的な議論の行方と日本

もっとも、欧州での議論がやや先行し過ぎている感がな

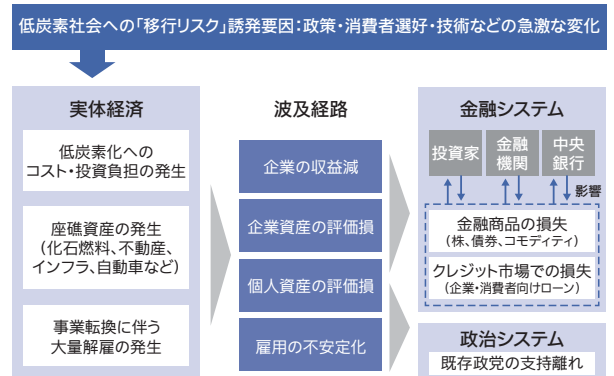
い訳ではない。欧州委員会は昨年12月に就任したフォンデアライエン委員長の下で「欧州グリーンディール」政策を発表、2020年にはより具体的なロードマップが示される見通しだ。

欧州は古くから「環境先進国」だが、グローバル戦略の一環としても気候変動問題において主導権を發揮し、かつ域内での求心力を維持・向上させることを狙っていると見られる。また、域内での政治的な事情も無視できない。近年の域内選挙では、環境保護政党の躍進が顕著。伝統的な既存政党としても、支持離れに歯止めをかけ、欧州の分断を招きかねない極右勢力の台頭を抑制するためにも、環境重視を打ち出していかざるを得ない面もある。

米国トランプ政権は、国連にパリ協定からの離脱を正式に通告(昨年11月4日通告。脱退効力は1年後)したが、州政府や民間企業では気候変動への対応を強化する動きがあることは見逃せない。今秋の大統領選挙に向けて民主党候補は環境重視を打ち出しており、気候変動は選挙戦でも重要な争点の一つとなる。大統領選挙の結果が、気候変動に対する国際的な議論の行方に影響することも考えられよう。

日本として、また日本企業として気候変動といかに対峙していくか。その戦略が問われる2020年となる。

図表 低炭素化に伴う経済活動上のリスクと金融・政治への波及



(注) 座礁資産: 市場・社会環境激変により価格が大幅に下落する資産  
(資料) NGFS (Network for Greening the Financial System) よりみずほ総合研究所作成

## 道路橋の点検・診断

# 誤診断や“変な橋”への対応を考える機会に

日経コンストラクション編集長 浅野 祐一

5年にわたる道路橋の点検が終わり、2巡目の点検フェーズに入っている。しかし、1巡目の点検で浮かび上がってきた課題への対応はまだ不十分だ。2巡目の点検機会を橋の維持管理プロセスを改善する好機としていかなければならない。

中央自動車道の笹子トンネルの天井板崩落事故を受けて義務化された橋の定期的な近接目視点検。最初の5年間の点検が一巡し、全国のインフラの点検はほぼ100%進んだ。一見、順調に維持管理の取り組みが進んでいるような格好となっているものの、実際には課題が山積している。ここでは、そのうちの3つを紹介する。

1つ目が健全度の判定だ。例えば、ある市で次のような診断例が実際にあった。市が委託した建設コンサルタント会社は、張り出し床版部で鉄筋が大きく露出している状況を見て、早期に措置を講じる必要がある「Ⅲ」と劣化度を診断した。

ところが、国土交通省の技術者に相談したところ、張り出し床版の鉄筋露出だけで、荷重があまりかからない所なので、健全度は「Ⅱ」でよいのではないかと助言を受けた。最終的に健全度は「Ⅱ」に変更された。こうした事例は、決して特殊なものではなく、ほかの自治体でも見つかっている。島根県内のある橋で診断結果を橋梁調査会などの専門家に精査してもらったところ、当初の診断で健全度「Ⅲ」と判定していた部位の多くが、健全度「Ⅰ」に相当していた。

劣化の状態を厳しめに判定する実務者の心理が影響している可能性があるが、こうした誤診が増えると、橋の補修費用が無駄にかさむ恐れがある。本来、ほかの橋の補修に回せる費用を失ってしまうリスクになる。

### マニュアルにない橋 まだ残る未点検の橋

橋の点検や診断で実務者を悩ませる2つ目の課題は、道路示方書などには掲載されていないような変わり種の橋が数多く存在する点だ。

奈良県生駒市内にはこんな橋があった。橋脚、主桁などの主要部材が全てH形鋼の橋だ。主桁の上に床版代わりに鋼矢板を載せていた。自治体が実際に点検・診断する橋には、専門家が「仮設橋としても一般的な構造ではない」構造物が入っている場合がある。こうした橋でも慎重にその安全性を評価し、適切な保全措置を講じていかな

ければならない。

最後に紹介するのは、未点検の橋だ。道路橋の点検は100%完了したと思われるものの、実はまだ点検が終わっていない橋は残っている。いわゆる里道橋だ。

近接目視点検が義務付けられた橋は、道路法で規定する道路上の橋長2m以上の橋などだ。それ以外の橋に対して、点検や診断の義務はない。それでも、市民の利用頻度が高い橋などであれば、自治体も無視することは難しくなる。対応を迫られた一例が大阪府枚方市内に架かる道路法に規定されていない橋だ。長さ約8m、幅員4mで、特殊な構造を持っていた。損傷状況がひどく、市は応急橋を架ける羽目になった。

橋の点検・診断の2巡目は、これまでの診断結果を見直したり、診断の手法をより合理的に進めたりする格好の機会となる。まずは橋を管理する自治体などの積極的な取り組みに期待がかかる。



大阪府枚方市で架け替えられた仮設橋  
(写真:日経コンストラクション)

# 働き方改革 関連法案に対応!! 建設業の 労務管理

## 第4回



アスミル社会保険  
労務士事務所代表  
特定社会保険労務士

櫻井 好美

民間企業に7年勤務後、  
2002年櫻井社会保険労務士事務所(現・アスミル社会保険労務士事務所)を設立。

### 【主なコンサルティング・セミナー内容】

就業規則・労働環境整備、人事評価制度コンサルティング、賃金制度コンサルティング、退職金コンサルティング、働き方改革セミナー、管理職向け労務管理セミナー、建設業向け社会保険セミナー、介護セミナー、WLBセミナー、女性の働き方セミナー、学生向け働く前に知っておいてほしいこと 等

## SUBJECT ▶ 36協定の作り方

### 今、やらなくてはならないこと

前回まで、法定労働時間(1日8時間・1週40時間)を超えて仕事をするのであれば、36協定が必要であること、今後は、その残業時間についても上限があることを解説してきました。今回は具体的に36協定の書き方について解説をしていきます。建設業の上限規制は2024年4月からとなるため、今、作らなくてはならない36協定の書き方を解説します。(右頁図:「36協定記入例」参照)

### 36協定のポイント

(下図:「36協定のポイント」参照)

### 現状にあった36協定の提出を!!

36協定は会社の規模に関わらず、従業員が1人であっても残業をさせる可能性があれば、締結・届出が必要です。36協定を届出している会社であっても、内容がよくわからず、インターネットの記入例をそのままうつしてしまったせいか、1ヶ月の上限45時間、1年の上限360時間という協定書をよく目にします。これは一般の36協定の時間数であって、建設業においては、現状法令で定める1ヶ月45時間、1年360時間の上限は、適用除外業種になるため、この時間に縛られず、本来の残業時間を適正に届出をしてください。

せっかくだしている協定書も、結果的に1ヶ月45時間を超える残業をしていれば、36協定違反になってしまいます。まずは、現状にあった36協定を締結し届出をしましょう。

### 36協定は事業所単位

36協定の締結は事業所単位が原則になります。例えば、本社に10人、A営業所は5人、B営業所に5人いた場合は、本社、A営業所、B営業所が、それぞれの住所地を管轄する労働基準監督署へ届出をしなければなりません。また、36協定以外にも賃金控除に関する労使協定、就業規則の作成・変更等は、人数規模に関

## 36協定のポイント

1

2024年3月31日まで、建設業は猶予期間となるため上限規制は適用されません。

2

現状では、様式第9号の4を使用します。

3

有効期間の終了する前に、翌年の36協定書の締結・届出をしてください。提出日以降が36協定書の有効期間となります。

4

### 過半数代表者の選任について

・労働者の代表は、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は、過半数代表者を **選ぶ必要** があります。  
・労働者とは、パートやアルバイトの方も **含んだ人数** です。  
・過半数代表者は、**会社の意向** で決めることはできません。  
・過半数代表者は、**投票、挙手等** の方法で選出します。

5

36協定書は周知義務もあるため、**見やすい場所への掲示** もしくは **事業場内** で備え付ける必要があります。



ならず事業所単位で考えます。

### 管理監督者は適用除外

労働基準法上の管理監督者は、時間外労働・休日労働の適用除外となるため、36協定に関しても適用除外となります。ただ一般に言われている「管理職者」と労基法上の「管理監督者」は、必ずしもイコールではありませんので要注意です。「管理職だから残業つかないよ」という言葉をよく耳にします。確かに労基法上の「管理監督者」であれば、残業代のかからない方になります。ただ、労基法上の管理監督者というのは、名称ではなく実態がどうであるか?というところで見えてきます。例えば、経営者と一体的な立場であるといえるほど重要な職務と

権限を与えられているか?労働時間の制約があるのか?(出退勤の自由があるか?)役職にあった待遇(一般労働者に比べて優遇されているか)を与えられているか?というような内容で決めますので、「管理職」という名称で決めるわけではありませんので、36協定締結の際に、改めて見直してみましょう。

### 時間外労働・休日労働の制限

#### CASE1 年少者の場合

年少者とは、満18歳に満たない者のことをいいます。年少者は非常災害の場合を除き、時間外・休日労働をさせることはできません。36協定の適用除外者です。

#### CASE2 女性の場合

女性であっても時間外労働・休日労働に関しては男性と同様に36協定の範囲内で働くことができます。ただし、一定要件の方から申し出があった場合は、時間外・休日労働はさせることができません。

- 妊産婦(妊娠中および出産後1年以内の者。非常災害の場合を含む)。
- 小学校就学前の子を育てる者・法定の家族を介護する者(いずれも、日々雇用される者、勤続1年未満の者、週所定労働日数が2日未満の者を除く)。
- 3歳未満の子を育てる者・法定の家族を介護する者(いずれも、日々雇用される者、勤続1年未満の者、週所定労働日数が2日未満の者、労使が制度を適用しないと協定した者を除く)。

## (例) 36協定記入例 緑文字……記入例部分 赤枠……注意事項

- 1 残業の必要性の具体的な理由
- 2 他記入例 施工管理等
- 3 対象になる人数
- 4 会社の1日の労働時間
- 5 会社で決めた休み
- 6 1日の最大の残業時間

時間外労働 に関する協定届  
休日労働

様式第9号の4(第70条関係)

事業の種類	事業の名称	事業の所在地(電話番号)						
内装工事業	〇〇建設株式会社	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 (XX-123-4567)						
	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間	延長することができる時間数		期間	
					1日	1日を超える一定の期間(起算日)		
① 下記②に該当しない労働者	1 工期ひっ迫への対応	2 現場作業	3 8人	4 7時間30分	6 4時間	7 80時間	8 800時間	9 令和〇年4月1日~1年間
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者								
	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻		期間	
	1 工期ひっ迫への対応	2 現場作業	3 8人	5 土日	1ヶ月に4日 8時~20時		9 令和〇年4月1日~1年間	

協定の成立年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 現場作業員  
氏名 □□□□□□

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法 11 投票による選出

令和〇〇年〇〇月〇〇日

使用者 職名 〇〇建設株式会社  
氏名 代表取締役 □□□□

12 □□□□ 労働基準監督署長 殿

印

- 7 1ヶ月の最大の残業時間
- 8 1年の最大の残業時間
- 9 有効期間 ※毎年更新します
- 10 NG記入例 管理監督者
- 11 他記入例 拳手、話しあい 等
- 12 管轄の労働基準監督署を入れます

# しんこう TODAY

S H I N K O U T O D A Y

## 「2020建設産業若者会議」を開催！



**2020**  
建設産業  
若者会議

若者から建設産業の未来や  
魅力発信についての  
提言をいただきました。



参加者

・社会人作文コンクール入賞者及び応募した若年建設業就業者  
・高校生作文コンクール入賞者他工業高校生  
・建設業への就職を検討している大学生・専門学校生  
・その他若年建設業就業者(建専連推薦) 計17名  
※25歳以下の方々に参加

建設産業人材確保・育成推進協議会(以下、人材協)では、令和2年2月2日、建設産業の未来や魅力発信に向けた提言を得る目的で「2020建設産業若者会議」を初開催しました。

会議には、宮城、山形、茨城、東京、静岡から建設企業で働く方、大学院生、大学生、専門学校生、工業高校生の10代から20代半ばまでの17名の方々にお集まりいただき、若い世代の多くの方にどのように建設業の魅力を発信していけば良いのか等をテーマに、意見交換を行いました。

会議は、同世代の皆さんが多く集まっていたこともあって、終始和やかなムードの中でも活発な意見交換が行われ、大変有意義な会議となりました。

## 1 建設業の魅力ややりがいについて(若手入職者から学生へ)

既に建設業で働いている若手入職者から学生に対して、建設業の魅力などについてメッセージが送られました。

鉄筋はコンクリートを打ったら見えなくなるけど、完成した時は、やっぱり芸術的。コンクリートの中にそれが入っていると思うと誇りです。<板橋 公平さん 技能職(鉄筋)>



ずっと夢だったのが大工さんで、やりたかったことができていることが毎日嬉しくて。作業をしていて辛いこともあるんですけど、毎日楽しくやっています。<小山 萌さん 技能職(大工)>



人のライフラインを支えているのが、この業界のいいところで、やっていて良かったと思います。<小林 翔さん 技能職(配管)>



親や友達に「俺がここを作ったんだよ!」って言える。結果が目に見えて分かりやすいのが1番のやりがいだなと思います。<中道 健斗さん 技能職(舗装)>



## 2 若い世代への情報発信について

若い世代に直接情報を届けるためには、どのような手法が効果的かというテーマで意見交換を行い、多くの意見が寄せられました。ここでは、会議当日にいただいた意見の一部と、事前に参加者に実施したアンケート結果をご紹介します。

### (1) 若い世代への効果的な情報発信方法とは

- InstagramやTwitterなら手軽に見られる。  
また、学校は信頼性があり、学校を通して得られる情報は安心感があるので、学校広報も良い方法だなと思っています。
- 建設業に関するYouTubeの動画がたくさんあることを全然知らなかったのが、そこにどうやって若い人たちを持っていくかというのが、大切だと感じます。

- 私が現場監督を目指したきっかけは、卒業生の方の出前授業でした。実際に働いている人たちの話が一番心に残ると思うので、こういった取り組みを行っていったらいいと思います。



## (2) アンケート結果

Q 若い世代に建設産業の魅力や知りたい情報を発信するとしたら、どのような媒体が効果的か。(複数選択可)(回答者数17名)

A 建設産業の魅力や知りたい情報を若い世代に発信するためには

- YouTube 13件(76.5%)
- LINE 3件(17.7%)
- Instagram 11件(64.7%)
- Facebook 2件(11.8%)
- Twitter 8件(47.1%)

といったSNSの活用が効果的との回答が多かった。

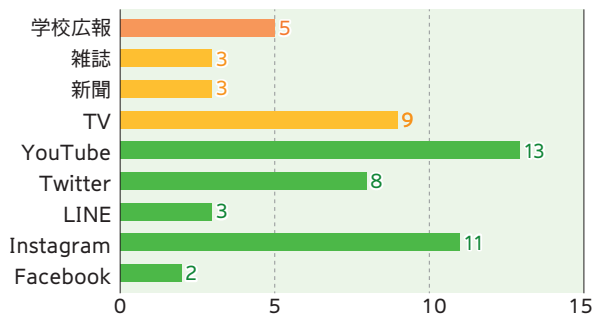
また、従来型の広報媒体についても効果があるとの回答が多く、特にテレビの効果を挙げる回答が多かった。

- TV 9件(53.0%)
- 雑誌 3件(17.7%)
- 新聞 3件(17.7%)

さらに、学校広報を挙げる回答も5件あったことから、若い世代が情報に触れる上で、学校広報も重要な媒体といえる。

- 学校広報 5件(29.4%)

若い世代に建設産業の魅力や知りたい情報を発信するとしたらどのような媒体が効果的でしょうか



## 3 若者からの提言

グループディスカッションを行い、「建設業の魅力を高めるためには」、「建設業の魅力をどのように発信するのが効果的か」、「若者からのメッセージ」の3つのテーマについて、提言をいただきました。

### (1) 建設業の魅力を高めるためには？

- 見えないことの透明化
  - ・待遇面の不安、きつといったイメージが先行して、建設業の魅力ややりがいが見えていないのでは。もっと建設業を知れる場の提供
  - ・生活に身近なものだと知ってもらう機会が必要
- 教育システムを充実させる
  - ・現場で「見て覚える」ではなく教育システムがあれば安心して仕事に行ける
- 3Kなどの古いイメージを払拭する
  - ・実はかなり改善されている現場の当たり前を発信



### (2) 建設業の魅力をどのように発信するのが効果的か？

#### 子どもたちへの効果的な情報発信

- 小学校や中学校の幼い頃にきっかけを作る機会があったほうが良い
- 小中学校での体験教室(重機などの操作体験、建設業の体験により面白さを伝える)
  - ・自分もやってみたく思うような、そのようなきっかけ作りが重要
- 社会科見学に建設業を取り入れる
- 建設業に関するポスターコンクール

- 小学生や中学生に対して建設業の魅力を伝えるためには、体験教室などを行い、建設業に触れる機会を作ることが重要。

#### 若い世代への効果的な情報発信

- 若い世代へはSNSが有効
  - ・Twitter、Instagramでの情報発信が有効との意見が多い
  - ・YouTubeでの動画発信も有効との意見が多かった
- 小中学生などへの情報発信
  - ・学校の授業で建設業に触れる機会を作る
  - ・学校広報の活用
- 幅広い世代に対してはテレビ(人気のある芸能人が出演する建設業を扱ったドラマなど)は、建設業を身近に感じるきっかけに

- 若い世代に直接情報を届けるにはSNSでの情報発信が有効。
- 小中学生は情報の取得手段が限られていることから、学校生活で得られる情報が職業選択のきっかけとなる。

### (3) 若者からのメッセージ

- 高校や大学での実習と実際の仕事とのギャップ
  - ・離職を防ぐために、あらかじめ良い所だけでなく、楽な仕事ではないけど形に残るといった達成感を発信
  - ・大変な所もしっかり見せるべき
  - ・現場に対するマイナスイメージの払拭
- 学歴に関わらず、皆が建設技能者を目指すような環境整備を



この会議で得られた若者からの提言は、しっかりと人材協で受け取り、人材協の担い手確保に係る各種事業に活かしていきます。  
参加者の皆さん、ありがとうございました。



# PROFESSIONAL

## 辞めようと思ったことはない 建築塗装のおもしろさ

登録建築塗装基幹技能者

有限会社 長谷川塗装工業所

ゆきけいち  
遊佐 恵一さん

1969年1月生まれ 神奈川県出身

建設中の都内某所巨大なオフィスビル。内壁の塗装現場で、若手塗装職人の作業を指揮しているのは、神奈川県(有)長谷川塗装工業所に勤める遊佐恵一さんだ。所属する14人の職人のまとめ役として、さまざまな現場を仕切っている。大規模な商業ビルや公共施設、重要文化財の修復まで、その範囲は幅広い。

塗装の仕事に就いたのは17歳のとき。内装業を営む父の手伝いで訪れた保育園で、塗装職人が手を動かすたびに下駄箱が美しくなっていく様子に面白さを感じたのがきっかけだ。すぐに、その塗装職人の元に弟子入りし、職人としての第一歩を踏み出した遊佐さん。最初のうちは下働きの毎日だ。「塗装に使う刷毛は、今は使い捨てだけど、昔は洗って何度も使っていたんです。もちろん洗うのは新入りの仕事で、現場に一番早く入って準備するのだけど、冬場は水が冷た

くてね。他にもパテ塗り後のペーパーがけとか、汚れる作業は全部僕の担当で。辛かったけれど、辞めようとは思わなかった。自分で決めたことだったからね。

下働きをしながら経験を重ね、5年ほど経つと徐々に塗装作業を任せられるように。そして気付けば、そのキャリアはもう30年以上。塗装に関するいろいろな作業の中では、「下地づくり」が一番難しく、でも楽しいと笑う。「塗装で一番大事なのは、実は『土台』を整えること。建物にとって塗装は『化粧』だけど、下地が良くなければ化粧の乗りは良くならないんです」。

10年ほど前からは、作業を若手に任せ、その現場を管理する立場にシフト。平成28年には、登録建築塗装基幹技能者の資格も取得した。「管理する際、一番注意するのは『安全』です。今回のような大きな現場では、建設

会社だけでなく、前工程・後工程を担当する職人や、自分たち以外の塗装業者とのコミュニケーションも大事。現場がスムーズに進行するように、周りの職人たちと話し、現場全体の進行を調整するのが、登録建築塗装基幹技能者としての、僕の仕事なんです」。

そんな遊佐さんに、あらためて建築塗装の魅力を聞いた。「建築塗装の面白いところは、塗料の調合からパテを使っての下地づくり、そして塗装作業まで、『1から10まで全部自分でできる場所』だと思うんです。特に、規模が小さな現場では、作業の段取りから、ペンキの調合まで、全部自分のペースで進めることになる。臨機応変な対応も多くなるけれど、職人としては、むしろ面白いよね」。登録建築塗装基幹技能者としての仕事を熱く語りながら、時折見せる「塗装職人」としての表情に、その矜持が見えた。

登録基幹技能者

熟達した作業能力と豊富な知識と経験を有し効率的に作業を進めるマネジメント能力を備えた技能者です。現場では上級職長などとして活躍しています。